

## お知らせ

### 不動産公売のお知らせ

不動産の公売を実施します。参加を希望する人は、お問い合わせください。  
**入札日時** 12月9日(火) 10時  
**入札場所** 庁舎別館会議室  
**入札資格** 市税滞納者及び国税徴収法第92条に規定する以外の人物

物件番号	場所	面積	見積価額
第45号 (売却区分1)	川西町 山林 川西町 雑種地	1,876 m <sup>2</sup> 54 m <sup>2</sup>	4,320,000 円
第45号 (売却区分2)	星塚町 雑種地	1,986 m <sup>2</sup>	600,000 円
第45号 (売却区分3)	星塚町 雑種地	991 m <sup>2</sup>	300,000 円
第46号	横山町 宅地	60.14 m <sup>2</sup> 現況約 170 m <sup>2</sup>	690,000 円

※見積価額は、入札の最低価格のことで、入札の最低価格も公簿上表示で現況渡しとします。  
 ※公売中止になる可能性もあります。詳しくは、お問い合わせください。  
**【問い合わせ】**  
 市収納管理課(1階)  
 ☎0994-43-2111  
 内線3165

### 税務課からのお知らせ

平成20年度中に家屋を解体した人は、速やかに「家屋滅失届」を提出してください。届出がないと平成21年度もそのまま課税される場合があります。  
 また売買・相続等で家屋の名義に変更がある場合は、法務局で登記変更をお願いします。ただし、未登記家屋については、法務局で新たに登記するか、「未登記家屋の納税義務者変更届」を税務課に提出してください。

### 【問い合わせ】

市税務課(1階⑩番窓口)  
 ☎0994-43-2111  
 内線3128・3129

### 浄化槽法定検査受検のお願い

浄化槽を設置している人は、保守点検とは別に、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査する「法定検査」を受けることが義務付けられています。  
 浄化槽には合併処理浄化槽と単独処理浄化槽があり、合併処理浄化槽の検査は、設置してから約3か月後に行われる使用開始検査(手数料11,000円)と、定期検査(手数料6,000円)があります。  
 定期検査は、1回目が使用開始検査の約1年後に行われ、その後は当面の間、約5年ごとに行われます。また、単独処理浄化槽の検査は、定期検査(手数料4,000円)のみが約5年ごとに行われます。  
 検査は、事前にハガキで通知した日に伺いますので、必ず受検してください。なお、検査手数料は個人負担となります。  
 ※地元の保守点検業者が行う業務内容とは異なります。

### 【問い合わせ】

県環境検査センター  
 ☎099-223-3185

### 上場会社の株券が電子化されます

株式の管理や取引をより効率的、より安全に行うために、平成21年1月から株券電子化が始まります。  
 株券の電子化により、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。  
 お手元の株券が本人名義になっていない場合は、株主としての権利を失うおそれがありますので、ご注意ください。

また、自宅や貸金庫で長期間保管されている株券は、名義書換や転居の際に住所変更などが済んでいない可能性がりますので、ご確認ください。  
 手続き方法など、詳しくは、お問い合わせください。

### 【問い合わせ】

日本証券業協会証券決済制度改革推進センター  
 ☎03-3667-4500

## 悪臭及び騒音の指定施設使用届出が必要です

平成21年1月1日から、吾平・輝北・串良地区でも「悪臭及び騒音に係る指定施設」に該当する施設を設置する事業者等は、「悪臭及び騒音に係る届出書」の提出が義務付けられます。また、平成21年1月1日以前に、指定施設に該当する施設を設置している事業者等も届出書の提出が必要です。

なお、鹿屋地区で悪臭及び騒音に係る指定施設に該当する施設を設置している事業者で、すでに届出書を提出している場合は、再度提出する必要はありません。

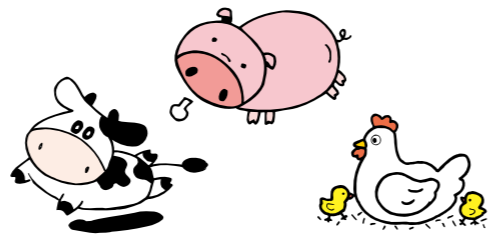
悪臭に係る指定施設 (一例)		
農畜産業の用に供するもの	(1) 豚房施設	豚房の面積が 50 m <sup>2</sup> 以上のもの
	(2) 牛房施設	牛房の面積が 100 m <sup>2</sup> 以上のもの
	(3) 馬房施設	馬房の面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの
	(4) 養鶏施設	飼養羽数が 1,000 羽以上のもの
	(5) ふん尿処理施設	(1)～(4) 施設から排出されるふん尿を処理する施設
	(6) たい肥舎	(5) に該当しない床面積 100 m <sup>2</sup> 以上のもの

騒音に係る指定施設 (一例)		
工場又は事業場に設置されているもの	(1) 圧縮機 (空気圧縮機を除く)	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のもの
	(2) 送風機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満のもの
	(3) 走行クレーン	原動機の定格出力の合計が 7.5 キロワット以上のもの

※これはあくまでも一例です。指定施設は「悪臭及び騒音に係る指定施設一覧表」をご覧ください。  
 ※「悪臭及び騒音に係る指定施設一覧表」及び「悪臭及び騒音に係る届出書様式」は、市生活環境課又は各総合支所市民生活課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

- 対象者=悪臭及び騒音に係る指定施設設置事業者
- 提出方法=「悪臭及び騒音に係る届出書」に必要事項を記入のうえ、直接提出してください。
- 受付期間=平成21年1月8日(木)～30日(金)

【問い合わせ・提出先】 市生活環境課 ☎0994-31-1115  
 各総合支所市民生活課



## 「ごみの持ち込み」は年末をさげ、早めに行いましょう

今年の年末のごみの持ち込みは、12月30日(火)までとなっています。例年、年末になるとごみの持ち込みで大変混雑し、持ち込むまでに大変時間がかかります。

また、可燃ごみ等は今年から肝属地区清掃センターへの搬入となり、場合によっては例年以上の混雑(待ち時間が数時間)が予想されますので、年末(12月27日～30日)をさけて早めに持ち込むようにしてください。  
 なお、ごみステーションに出せるごみは、なるべくごみステーションを利用してください。

### ●持ち込み場所

ごみの種類	持ち込み場所	住所	電話番号
可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ	①肝属地区清掃センター	串良町下小原 3893 番地 8	☎0994-63-0168
資源物(古紙類・ペットボトル・空きビン・空き缶等)	②鹿屋市資源センター	下高隈町 4319 番地 1	☎0994-45-2900

※必ず、分別をして搬入してください。分別が間違っている場合は、持ち込みをお断りすることがあります。

### ●12月後半の開所日

	20(土)	21(日)	22(月)	23(火)	24(水)	25(木)	26(金)	27(土)	28(日)	29(月)	30(火)	31(水)
①肝属地区清掃センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
②鹿屋市資源センター	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

### ●地図



【問い合わせ】 市生活環境課 ☎0994-31-1115